

## 70歳から74歳の国民健康保険被保険者の医療機関での窓口負担のお知らせ

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方	
70歳の誕生日の翌月から医療費の <b>窓口負担が2割になります</b> (ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割負担となります)	
<b>対 象 者</b>	平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)
<b>2割となる時期</b>	70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)
<b>注 意</b>	一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。	

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方	
平成26年4月以降も医療費の <b>窓口負担は1割のまま変わりません</b> (平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)	
<b>対 象 者</b>	平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)
<b>注 意</b>	一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
なお、窓口負担の毎月の上限額も変わりません。 (※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)	

【お問合せ】 税務・国保部門 担当：鹿島、東出

## 自動車税・自動車取得税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車(営業用の自動車を除きます。)を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときは、申請により自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

なお、減免となる額については、次のとおり上限額が設けられています。

○自動車税の上限...税額45,000円

○自動車取得税の上限...課税標準額(障害者用の特別の仕様による装置の取付費用を除く。)250万円

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

自動車税などの減免に関する詳細については、下北地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581(内線210、211)